

# 日本年金機構からのお知らせ

平成23年6月号

## ◆◇ 事業主の皆さまへ ◆◇

### 東日本大震災に対処するための特例措置に関する法律等が公布・施行されました

#### ◆◇被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆さまへ◆◇

東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が去る5月2日に公布・施行されました。

この法律は、今回の大震災に対処するため、復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や被災者のための特例措置が定められ、以下の措置が講じられることとなりました。

#### 1. 標準報酬月額の特例

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとされました。

#### 2. 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料並びに子ども手当（児童手当）の拠出金の免除ができることとされました。

#### 3. 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記1の厚生年金保険の標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入者である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができることとされました。

また、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによって、その掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとされました。

#### ◇青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地を有する事業所、船舶所有者の皆さまへ◇

平成23年3月告知分以降の保険料の納期限が延長されております。

また、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限が記載されておりますが、延長後の納期限までに納付していただきますようお願いいたします。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！

**0120-707-118**（通話無料）

050番号のIP電話からは **03-6700-1131**

期 間：平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

※ 一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。

最新情報は日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）の「東日本大震災関連情報」をご確認ください。また、個別のケースについてご不明の場合はお近くの年金事務所へご相談ください。